公益社団法人出雲市シルバー人材センター

理事会だより

第 28 号　発行:平成 30 年 1 月 31 日

平成 29 年度第 9 回（H30.1.15）理事会の会議状況や決定したことについてお知らせします。

第 9 回の理事会は､｢見積基準及び単価表の策定」を主な議題として臨時に開催したものであり、理事 9 名中 9 名が、監事 2 名中 2 名が、事務局から 2 名の職員が出席しました。

第 9 回の議事は、報告 3 件（事業実績/業務報告/会員満足度調査の集計結果)、議案 5 件（正会員の承認/請負業務における見積基準及び単価表の策定/女性部会規程の制定/センター所有車両運行管理規程の制定/職員給与規則の改正)、協議 2 件（平成 30 年度事業計画及び予算書/除草及び剪定請負業務に係る見積基準及び施工等単価に関する規則）でした。

事業実績等について

12 月の受注実績(請負･委任･派遣の合計額)は、2,995 万 8 千円でした。前年は 3,234 万 1 千円で、前年比 92.6%となりました。このうち派遣業務の実績は 931 万 2 千円となり、前年（776 万 9 千円）に比べ増加となりました。会員数は、12 月末日現在では、918 名(男 630 名、女 288 名)となり、前月より 6 名の増でした。

請負業務における見積基準及び単価表の策定について

これまでの意見等を踏まえて作成した案について協議を行いました。一部の理事からの意見により、除草業務の作業地傾斜区分の表現を改めるなどの修正を行い、賛成多数で決議しました。本年 4 月からの実施にむけて、発注者及び会員への周知を図っていきます。

センター所有車両運行管理規程の制定について

この規程は、センターが所有する車両の適正な管理を図るため、その使用に関し必要な事項を定め、安全運転の徹底を期するもので原案のとおり決議しました。主な内容としては、センターの車両を運転する会員は、申請によって許可証の交付を受けることが必要になります。また、運転者が就業中に次の事項に該当する場合には、車両の使用が一定期間禁止となります。･人身事故･物損事故(2 回)･運転免許停止となる違反

この規程は、今後、交通安全講習会等で会員へ説明する予定です。

公益社団法人出雲市シルバー人材センター女性部会規程の制定について

この規程は、センター女性会員の就業機会の増加や会員増に関する課題の解決及び情報交換を行うために、組織及び事業について必要な事項を定めたものです。原案のとおり決議しました。女性部会の設立会は、平成 30 年 3 月 2 日(金)午後 1 時 30 分からビッグハート出雲で開催する予定です。

職員給与規則の改正等について

昨年 8 月に人事院勧告が行われ、出雲市でも 12 月に勧告に準じた改正が行われました。センターにおいても、市職員に準じた給与改正を実施することとし、本規則の改正について決議しました。

除草及び剪定請負業務に係る見積基準及び施工等単価に関する規則について

この規則は、平成 28 年 9 月 9 日に厚生労働省及び全シ協が策定した「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の「請負に係る判断基準」に基づき、センターが受注若しくは受注を予定している除草請負業務及び剪定請負業務に係る見積基準及び施工等単価に関し、必要な事項を定めるものです。内容について協議しました。

会員満足度調査の集計結果について

昨年 10 月から 12 月の間で行った会員満足度調査の集計結果について、報告がありました。回収状況は、配付数 907、回収数 191、回収率は 21%でした。

平成 30 年度定時総会の開催
とき：平成 30 年 5 月 30 日(水)13：30～16：00
ところ：ビッグハート出雲

理事会を傍聴できます

理事会の傍聴を希望される会員は、事務局へご連絡ください。なお、定員は 8 名です。

定例理事会：3 月 13 日(火)(13:30-16:30
センター会議室)